

# 特別養護老人ホーム こうのとり 利用料金表

## 短期入所生活介護(ショートステイ)

(注) 下記の料金等は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する場合があります。

### 1. 介護保険給付サービス費

定員：10名

1単位 = 10.88円

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 (1日あたり)	ユニット型	単位数 682単位	749単位	822単位	889単位	956単位
		金額 7,420円	8,149円	8,943円	9,672円	10,401円

加算項目等	単位数	金額	算定単位
◎機能訓練指導体制加算	12単位	130円	1日
○個別機能訓練加算	56単位	609円	1日
◎看護体制加算(I)	4単位	43円	1日
○看護体制加算(II)	8単位	87円	1日
○看護体制加算(III)イ	12単位	130円	1日
○看護体制加算(III)ロ	6単位	65円	1日
○看護体制加算(IV)イ	23単位	250円	1日
○看護体制加算(IV)ロ	13単位	141円	1日
○医療連携強化加算	58単位	631円	1日
○夜勤職員配置加算(II)	18単位	195円	1日
○夜勤職員配置加算(IV)	20単位	217円	1日
△認知症行動・心理症状緊急対応加算(入居日より7日が限度)	200単位	2,176円	1日
△若年性認知症入所者受入加算	120単位	1,305円	1日
△送迎加算(下記記載の地域からの送迎となります。)	184単位	2,001円	片道
△緊急短期入所受入加算(入居日から原則7日が限度)	90単位	979円	1日
△長期利用者(連続して30日超)への減算	▲30単位	▲326円	1日
△在宅中重度者受入加算	421単位	4,580円	1日
○サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位	195円	1日
◎サービス提供体制強化加算(II)	6単位	65円	1日
○生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定時は( )内	200単位 (100単位)	2176円 (1088円)	1日
△療養食加算	8単位	87円	1回
○認知症専門ケア加算(I)	3単位	32円	1日
○認知症専門ケア加算(II)	4単位	43円	1日
◎介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の1,000分の83に相当する単位数		

・利用者負担は、介護保険負担割合証に記載の割合となります。

・利用限度額がありますので、ご注意ください。

・加算項目は、施設の職員体制やサービスの個別の実施状況等により加算されます。

・◎印及び○印は、加算を算定します。但し、○印は条件が整うまでの間は、加算を算定しません。

△印は、該当の方のみ加算されます。

・送迎対象地域：大阪市平野区、東住吉区、松原市、藤井寺市(全域)  
八尾市、東大阪市、羽曳野市、柏原市(一部地域を除く)

・金額は、端数切捨て処理しています。

### 2. 居住費及び食費(消費税、地方消費税込)

区分	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第4段階
居住費(1日あたり)	820円	820円	1,310円	1,970円
食費(おやつ代含む1日あたり)	300円	390円	650円	1,450円

・居住費、食費については、入居者の世帯収入等により異なりますので、負担限度額認定書を提示してください。

認定書の提示がない場合は、第4段階の料金になります。

・食費の内訳は、朝食250円、昼食640円、夕食560円となります。

※食費の内訳より算出した1日の食費が利用者負担区分の食費を超える場合、利用者負担区分の食費額が上限となります。

### 3. その他の費用(消費税、地方消費税込)

理美容サービス	実費を基準に定める額
レクリエーション費、クラブ材料費	実費を基準に定める額
日用品費	実費を基準に定める額
入居者が希望した特別の食事やクリーニング	実費を基準に定める額
持ち込み電化製品に係る電気代	持ち込み電化製品2個で毎月(月のうち16日以上持ち込みの場合のみ) 514円 1個増えるごとに514円加算します(最高毎月3,084円) ※なお、電力消費量の大きいものや、安全上の理由で、持ち込みを お断りする場合があります
テレビレンタル	1日あたり108円
文書等の複写料金	白黒コピー 1枚10円、カラーコピー 1枚30円 その他 実
日常生活上必要となる諸費用で利用者負担が適当な費用	実費を基準に定める額